

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年8月5日

【四半期会計期間】 第161期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 天 野 常 雄

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 経理部長 野 元 敏 博

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 経理部長 野 元 敏 博

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社
(東京都品川区東品川四丁目12番6号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第160期 第1四半期 連結累計期間	第161期 第1四半期 連結累計期間	第160期
会計期間	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日
売上高 (百万円)	14,736	11,438	58,564
経常利益又は経常損失() (百万円)	515	436	1,379
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失() (百万円)	380	572	1,512
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	993	1,252	986
純資産額 (百万円)	32,884	31,083	32,891
総資産額 (百万円)	56,279	52,671	55,281
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額() (円)	2.75	4.13	10.91
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.4	59.0	59.5

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間において、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等) セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事項等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、エネルギー事業における石炭価格の下落及び石炭販売数量の減少などにより、売上高は114億38百万円と前年同期比32億97百万円（22.4%）の減収となり、2億34百万円の営業損失（前年同期は1億78百万円の営業利益）となりました。

また、営業外費用に為替差損2億62百万円を計上したことなどにより4億36百万円の経常損失（前年同期は5億15百万円の経常利益）となり、特別損失に災害による損失（平成28年熊本地震）1億95百万円を計上したことなどにより、5億72百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失（前年同期は3億80百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。

当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分方法を変更しております。なお、業績における前年同期比較については、前年同期の数値を変更後の区分方法により組み替えて比較しております。変更の詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等） セグメント情報」の「2. 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照下さい。

エネルギー事業

当セグメントには、石炭販売分野、石炭生産分野及び再生可能エネルギー分野が含まれております。

売上高は、石炭販売分野及び石炭生産分野における石炭価格の下落並びに販売数量の減少などにより70億79百万円と前年同期比45億7百万円（38.9%）の減収となりました。セグメント損益につきましては、石炭生産分野における上記売上高の減少要因に加え、リデル炭鉱の操業コストの増加などにより3億80百万円のセグメント損失（前年同期は3億87百万円のセグメント利益）となりました。

生活関連事業

当セグメントには、飲食用資材分野、衣料品分野、施設運営受託分野及び介護分野が含まれております。

売上高は、衣料品分野の花菱縫製(株)を前第3四半期連結会計期間において子会社化したことに伴い、38億82百万円と前年同期比12億51百万円（47.5%）の増収となり、セグメント利益は、のれん償却費77百万円を計上したものの4億17百万円と前年同期比2億87百万円（220.7%）の増益となりました。

なお、飲食用資材分野の日本ストロー(株)において、「平成28年熊本地震」により同社熊本工場の一部に被害を受けておりましたが、懸命な復旧作業に努めた結果、現在では通常生産を行っております。

その他

当区分には、不動産事業及び港湾事業等が含まれております。

売上高は、4億41百万円と前年同期比40百万円(8.5%)の減収となりましたが、セグメント利益は5百万円と前年同期比1百万円(31.4%)の増益となりました。

(2) 財政状態の分析

資産

資産合計は526億71百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億9百万円(4.7%)の減少となりました。主な要因は、受取手形及び売掛金並びに商品及び製品の減少などによる流動資産の減少12億47百万円(5.5%)、並びに有形固定資産の減少などによる固定資産の減少13億62百万円(4.2%)によるものであります。

負債

負債合計は215億88百万円となり、前連結会計年度末に比べ8億2百万円(3.6%)の減少となりました。主な要因は、短期借入金の減少などによる流動負債の減少6億3百万円(6.5%)によるものであります。

純資産

純資産合計は310億83百万円となり、前連結会計年度末に比べ18億7百万円(5.5%)の減少となりました。主な要因は、当四半期純損失の計上及び配当金の支払いによる株主資本の減少9億67百万円(3.3%)、並びに為替換算調整勘定の減少などによるその他の包括利益累計額の減少8億42百万円(25.6%)によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの概要

石炭需要は今後も新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループは石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置づけて、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業における継続的な取り組み及び新たなビジネスモデル構築と併せ、燃料事業以外の分野において新たな事業の柱を築くことで安定的な事業ポートフォリオを構築することが喫緊の課題と考え、新規事業の拡充を進めております。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」とい

う当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取り組み
当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本施策」といいます。）の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者又はグループ（以下「大規模買付け者」といいます。）に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様が大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報及び期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

(<http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php>)

上記の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記の取り組みが、上記の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取り組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した監査等委員である社外取締役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件及び当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取り組みであると考えております。

(4) 生産、受注及び販売の実績

（受注実績）

当第1四半期連結累計期間において、生活関連事業の受注実績が著しく増加しております。

これは、前第3四半期連結会計期間において、衣料品分野の花菱縫製(株)を子会社化したことにより、21億56百万円と前年同期比12億17百万円（129.6%）の増加となっております。

（販売実績）

当第1四半期連結累計期間において、エネルギー事業の販売実績が著しく減少しております。

これは、石炭販売分野及び石炭生産分野における石炭価格の下落並びに販売数量の減少によるものであり、70億79百万円と前年同期比45億7百万円（38.9%）の減少となっております。

また、生活関連事業の販売実績が著しく増加しております。

これは、前第3四半期連結会計期間において、衣料品分野の花菱縫製(株)を子会社化したことにより、38億82百万円と前年同期比12億51百万円（47.6%）の増加となっております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成28年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年8月5日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,677,572	138,677,572	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は 1,000株であります。
計	138,677,572	138,677,572		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日		138,677		8,571		6,219

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,526,000	138,526	
単元未満株式	普通株式 122,572		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	138,677,572		
総株主の議決権		138,526	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式33株が含まれております。
3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成28年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成28年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井松島産業株式会社	福岡市中央区大手門 1-1-12	29,000		29,000	0.02
計		29,000		29,000	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,454	14,152
受取手形及び売掛金	4,828	3,867
商品及び製品	1,693	932
仕掛品	341	128
原材料及び貯蔵品	880	870
その他	1,477	1,476
貸倒引当金	0	-
流動資産合計	22,675	21,427
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	7,270	6,822
土地	10,823	10,528
その他(純額)	4,959	4,857
有形固定資産合計	23,053	22,207
無形固定資産		
のれん	4,473	4,295
その他	1,348	1,306
無形固定資産合計	5,822	5,602
投資その他の資産		
投資有価証券	2,422	2,281
長期貸付金	880	827
その他	700	590
貸倒引当金	272	265
投資その他の資産合計	3,730	3,433
固定資産合計	32,606	31,244
資産合計	55,281	52,671
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,969	1,887
短期借入金	3,303	2,820
未払法人税等	284	283
賞与引当金	234	232
災害損失引当金	-	95
その他	3,533	3,402
流動負債合計	9,325	8,721
固定負債		
社債	45	45
長期借入金	7,914	8,086
関係会社整理損失引当金	113	73
退職給付に係る負債	410	400
資産除去債務	1,441	1,433
その他	3,141	2,828
固定負債合計	13,065	12,866
負債合計	22,390	21,588

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,571	8,571
資本剰余金	6,219	6,219
利益剰余金	14,807	13,839
自己株式	5	5
株主資本合計	29,593	28,626
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	223	131
繰延ヘッジ損益	0	6
土地再評価差額金	1,761	1,601
為替換算調整勘定	1,305	720
その他の包括利益累計額合計	3,289	2,446
非支配株主持分	7	10
純資産合計	32,891	31,083
負債純資産合計	55,281	52,671

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：百万円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
売上高	14,736	11,438
売上原価	13,644	10,328
売上総利益	1,091	1,110
販売費及び一般管理費		
人件費	377	518
福利厚生費	73	107
減価償却費	20	27
業務委託費	20	27
その他	421	664
販売費及び一般管理費合計	913	1,344
営業利益又は営業損失()	178	234
営業外収益		
受取利息	65	54
受取配当金	16	16
持分法による投資利益	72	-
為替差益	187	-
補助金収入	23	23
その他	21	20
営業外収益合計	386	115
営業外費用		
支払利息	42	38
持分法による投資損失	-	10
為替差損	-	262
その他	6	6
営業外費用合計	49	317
経常利益又は経常損失()	515	436
特別利益		
固定資産売却益	12	-
補助金収入	134	134
その他	0	-
特別利益合計	147	134
特別損失		
固定資産圧縮損	124	124
災害による損失	-	195
その他	13	-
特別損失合計	137	320
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	525	622
法人税、住民税及び事業税	168	170
法人税等調整額	25	222
法人税等合計	142	52
四半期純利益又は四半期純損失()	382	570
非支配株主に帰属する四半期純利益	2	2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	380	572

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	382	570
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	34	91
繰延ヘッジ損益	25	6
為替換算調整勘定	1,385	584
その他の包括利益合計	1,375	682
四半期包括利益	993	1,252
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	995	1,255
非支配株主に係る四半期包括利益	2	2

【注記事項】

(会計方針の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当第1四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる、当第1四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は、軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結損益計算書関係)

災害による損失

「平成28年熊本地震」により被害を受けた損失額であり、その主な内容は以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
固定資産修繕費等	百万円	100百万円
災害損失引当金繰入額	〃	95 〃
計	百万円	195百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)
減価償却費	570百万円	517百万円
のれんの償却額	75 〃	95 〃

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	554	4	平成27年3月31日	平成27年6月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	554	4	平成28年3月31日	平成28年6月27日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成27年4月1日至平成27年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書計上 額(注3)
	エネルギー	生活関連	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	11,587	2,630	14,217	481	14,699	36	14,736
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	0	0	1	2	2	-
計	11,587	2,631	14,218	482	14,701	34	14,736
セグメント利益 又は損失()	387	130	517	4	522	343	178

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業及び港湾事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額34百万円は、セグメント間取引消去 2百万円及び全社資産の賃貸収入36百万円であり
ます。

(2) セグメント利益又は損失()の調整額 343百万円は、セグメント間取引消去 1百万円、持分法による
投資損益 72百万円及び各報告セグメントに配分していない全社収益・全社費用の純額 270百万円であ
ります。

3. セグメント利益又は損失()は、営業損益に持分法による投資損益を加減した金額をセグメント損益と
し、調整額にて持分法による投資損益を控除し、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っておりま
す。

当第1四半期連結累計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結損 益計算書計上 額 (注3)
	エネルギー	生活関連	計				
売上高							
外部顧客への 売上高	7,079	3,882	10,961	440	11,402	36	11,438
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	-	0	0	0	1	1	-
計	7,079	3,882	10,962	441	11,403	34	11,438
セグメント利益 又は損失()	380	417	36	5	42	276	234

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産事業及び港湾事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額34百万円は、セグメント間取引消去 1百万円及び全社資産の賃貸収入36百万円であり
ます。

(2) セグメント利益又は損失()の調整額 276百万円は、セグメント間取引消去 0百万円、持分法による
投資損益10百万円及び各報告セグメントに配分していない全社収益・全社費用の純額 286百万円であ
ります。

3. セグメント利益又は損失()は、営業損益に持分法による投資損益を加減した金額をセグメント損益とし、調整額にて持分法による投資損益を控除し、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

(報告セグメントの区分方法の変更)

当社グループは、「石炭生産事業における自社権益炭拡大と収益性向上」「新規事業の育成による収益の安定化・多角化」の2つの成長戦略に則り実施したM&A等により子会社が増加してきたことを契機に、セグメント区分の見直しを行いました。

この結果、エネルギー事業を中心とするエネルギー事業本部、並びにM&A等により新たに加わった子会社を中心とする生活関連事業本部の2事業本部制による経営管理体制をより適正に表示するため、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを変更することといたしました。変更の内容は以下のとおりです。

従来「石炭販売事業」、「石炭生産事業」、「再生可能エネルギー事業」及び従来「その他」の区分に含めていた一部の事業を「エネルギー事業」セグメントとし、従来「飲食用資材事業」、「衣料品事業」、「施設運営受託事業」及び従来「その他」の区分に含めていた一部の事業を「生活関連事業」セグメントといたしました。また、従来「不動産事業」及び「港湾事業」は報告セグメントに含まれない事業セグメントとし、従来「不動産事業」セグメントに帰属する資産としていた遊休不動産について、全社資産として取り扱うことといたしました。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年4月1日 至平成28年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	2円75銭	4円13銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	380	572
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額() (百万円)	380	572
普通株式の期中平均株式数(千株)	138,649	138,648

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

1. 平成28年5月13日開催の取締役会において、平成28年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 554百万円
1株当たりの金額 4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成28年6月27日

2. 当社は平成28年8月5日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

取得する株式の種類 当社普通株式
取得する株式の総数 400万株(上限)
取得する期間 平成28年8月8日から平成29年3月24日
取得価額の総額 5億円(上限)

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8 月 3 日

三井松島産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯 俣 克 平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 田 知 範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井松島産業株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「セグメント情報等」に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントを「エネルギー事業」及び「生活関連事業」の2区分に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。